

## お取引様 各位

### 『土壤汚染対策法の一部を改正する法律』の第二段階施行について ～土壤汚染状況調査の対象範囲に關し、一部規制強化されます～

皆様におかれましては、ますますご発展のこととお喜び申し上げます。

日頃は格別のご愛顧を賜り、ありがとうございます。

『土壤汚染対策法の一部を改正する法律』(2017年5月19日公布済み)が、2019年4月1日に第二段階施行されます。今回は、改正の概要および施行における留意点を紹介させていただきます。

#### 法律の概要

- 1. 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大
- 2. 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等
- 3. リスクに応じた規制の合理化
- 4. その他(土地の形質変更の届出・調査手続きの簡素化他) ···· 2018年4月1日施行済み

2019年4月1日施行

上記各項のうち、お客様が事業展開される際に最も影響があると思われます第1項について、説明いたします。

#### 【規制対象が拡大される土地】

- ①有害物質使用特定施設を廃止し、土地汚染状況調査が一時的に免除されている土地
  - ②有害物質使用特定施設として操業している土地
- 【要件の拡大】形質変更される土地の対象 (面積) 3,000m<sup>2</sup> ⇒ 900m<sup>2</sup>に縮小  
(盛土+掘削:水平投影面積 ※一部でも50cm以上の掘削行為があれば対象)  
※ ①②以外の土地については、従来どおり 3,000m<sup>2</sup>

#### 規制強化のねらいと背景

(ねらい) 土地の形質変更に伴い、汚染土壤の飛散流出や地下水汚染の発生、拡散を抑制する。

(背景) ~以下、環境省主催: H29年度 土壤汚染対策技術セミナー資料より引用~

○有害物質使用特定施設の廃止時には、土壤汚染状況調査が義務付けられているが、一定の要件を満たした土地(全体の約7~8割)は調査が猶予されている。

○有害物質使用特定施設の設置されている事業場は、当該施設で使用等されていた物質による汚染が存在する可能性が高く、約5割で基準不適合土壤の存在が確認されている。

土壤汚染対策法は、土地の改変時の条件に応じ留意すべき点が多くあり、事業判断の重要な要素が含まれます。お取引様各位におかれましては、企業コンプライアンスの観点から『土壤汚染対策法』の対応に關し、事業計画の初期段階より弊社へ相談していただけると幸いに存じます。

- 以上 -

—安心と満足をデザインする—

総合建設コンサルタント・一級建築士事務所

 株式会社 シアテック

ISO9001認証: MSA-QS-706  
<http://www.ciatec.co.jp>

担当 : 本社営業部

TEL : 0897-37-5921

FAX : 0897-32-5979

E-mail : [cctl@ciatec.co.jp](mailto:cctl@ciatec.co.jp)

## 【『土壤汚染対策法の一部を改正する法律』について用語等の補足説明】

### 有害物質使用特定施設とは？

『水質汚濁防止法 第2条第2項』に規定する特定施設であって、

**特定有害物質を使用・製造又は処理する施設**のことを言う。

### 特定有害物質とは？

『土壤汚染対策法 第2条』に定める**全26物質**（下表のとおり）

- ・第1種特定有害物質（揮発性有機化合物）—— 12物質
- ・第2種特定有害物質（重金属等）—— 9物質
- ・第3種特定有害物質（農薬、PCB等）—— 5物質

分類	特定有害物質の種類	土壤溶出量基準 (mg/l)	土壤含有量基準 (mg/kg)	備考
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002以下	—	
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	2014年8月1日付け公布され、同日から施行 基準値0.02 → 0.1に変更
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	シス-1,2-ジクロロエチレンから 1,2-ジクロロエチレン(シス体とトランス体の和)に改正 【2019年4月1日 施行】
	1,3-ジクロロプロパン	0.002以下	—	
	ジクロロメタン	0.02以下	—	
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	
	トリクロロエチレン	0.03以下	—	
第二種特定有害物質	ベンゼン	0.01以下	—	
	クロロエチレン	0.02以下	—	2017年4月1日から追加
	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下	
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	
	シアノ化合物	検出されないこと	50以下 (遊離シアノとして)	
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15以下	
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	
第三種特定有害物質	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	
	ふつ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下	
	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	
	シマジン	0.003以下	—	
	チオベンカルブ	0.02以下	—	
第三種特定有害物質	チウラム	0.006以下	—	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	
第三種特定有害物質	有機りん化合物	検出されないこと	—	

## ◆季刊誌本文で解説していない土壤汚染対策法改正項目(第2~4項)の概要説明

～ 環境省主催:H29年度 土壤汚染対策技術セミナー資料より引用～

本季刊誌(No.120)のとおり、2017年5月19日に公布されている『土壤汚染対策法の一部を改正する法律』の各項は、以下の通りです。

**法律の概要**

1. 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大
2. 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等
3. リスクに応じた規制の合理化
4. その他(土地の形質変更の届出・調査手続きの簡素化他)……2018年4月1日施行済み

} 2019年4月1日施行

**2. 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等 <規制強化>**

都道府県知事は、要措置区域内における措置内容に関する計画の提出の命令、措置が技術的基準に適合しない場合の変更命令等を行うこととする。

(ねらい) 汚染の除去等の措置に係るリスク管理向上

(背景) 改正前の法のもと汚染の除去等の措置が必要な区域(=要措置区域)において、適切な措置が計画・実施されていなくても、是正の機会がなく、土壤汚染拡散のリスク管理が不十分。

**3. リスクに応じた規制の合理化 <規制緩和>**

- ①健康被害のおそれがない土地の形質変更は、その施行方法等の方針について予め都道府県知事の確認を受けた場合、工事毎の事前届出に代えて年一回程度の事後届出とする。
- ②基準不適合が自然由来等による土壤は、都道府県知事へ届け出ることにより、同一の地層の自然由来等による基準不適合の土壤がある他の区域への移動も可能とする。

(ねらい) 土壤汚染拡散のリスクが低い場合の規制合理化

(背景)

- ①臨海部の専ら埋立材等に由来する汚染のある工業専用地域は、健康被害のおそれがないが、大規模な土地の形質変更を行う場合は、その都度、届出・調査が必要であった。
- ②基準不適合が自然由来等による土壤であっても、区域外に搬出される場合には、汚染土壤処理施設での処理が義務付けられており、工事に支障があった。

**4. その他(土地の形質変更の届出・調査手続きの簡素化他) <規制緩和>**

土地の形質変更の届出・調査手続きの迅速化、施設設置者による土壤汚染状況調査への協力に係る規定の整備を行う。

◆有害物質使用特定施設廃止における調査義務の一次的免除(調査の猶予)の“一定の要件”について  
(本内容は、2017年5月19日公布より施行されております。)

～「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン 改訂第2版」

(環境省 2012年8月発行) より引用～

## 1. 調査猶予の趣旨

有害物質使用特定施設の使用が廃止される場合であっても、法第3条第1項に基づく調査義務の対象となる土地が引き続き工場・事業場の用途に供される場合等、予定されている土地の利用方法からみて、土壤汚染による人の健康被害のおそれがないときは、その状態が継続する間に限り、調査の実施を免除することとしている。<sup>(※1)法第3条第1項ただし書、第4項及び第5項並びに※2)通知の記の第3の1(4)(1))</sup>

この場合、人の健康被害が生ずるおそれがないことについて、都道府県知事の確認を要することとしている。

<sup>(※1)法第3条第1項ただし書及び※2)通知の記の第3の1(4)(1))</sup>

## 2. 猶予の要件

都道府県知事は、申請に係る土地が、以下の①～③のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に、人の健康被害のおそれがないことについて、確認をする。

<sup>(※3)規則第16条第2項及び※2)通知の記の第3の1(4)(2)イ)</sup>

- ①引き続き工場又は事業場の敷地として利用されること
- ②小規模な工場・事業場において、事業用の建築物と工場・事業場の設置者の居住用の建築物とが同一か又は近接して設置されており、かつ、当該居住用の建築物に当該設置者が居住し続ける場合
- ③操業中の鉱山及びその付属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等の敷地であった土地

※1: 土壤汚染対策法(現行)

※2: 環境省施行通知

「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」(2010年3月5日付け)

※3: 環境省令

「土壤汚染対策法施行規則」(2002年 環境省令第29号)

以上